

基発第0425004号

平成17年 4月25日

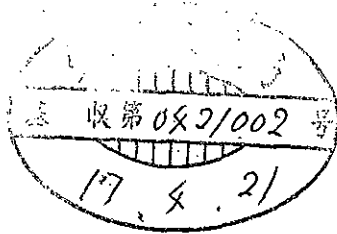
局内各部課室の長 殿

労働基準局長

(公印省略)

国家公務員倫理規程の一部を改正する政令の施行について (通知)

標記について、別添のとおり通知されたので、改正内容について所属職員に対し周知徹底を図るとともに、その施行に遺漏のないよう取り扱われたい。



厚生労働省発人第0401006号
平成17年4月1日

各内部部局の長 殿

厚生労働事務次官
(倫理監督官)
(公印省略)

国家公務員倫理規程の一部を改正する政令の施行について (通知)

職員の職務に係る倫理の徹底及び綱紀の厳正な保持については、従来より格別のご配慮を煩わしているところであるが、今般、国家公務員倫理法(平成11年法律第129号)第11条第1号及び国家公務員倫理規程(平成12年政令101号。以下「倫理規程」という。)附則第2条に基づく国家公務員倫理審査会の内閣に対する意見の申出にかんがみ、監修料等の取扱いの適正化を盛り込む等を内容とする国家公務員倫理規程の一部を改正する政令(平成17年政令第41号)が平成17年3月16日に別添のとおり公布され、本日から施行されることとなったので、遺漏のないよう取り扱われたい。

また「厚生労働省職員の職務に係る倫理の保持のための体制整備等について」(平成13年1月10日付け厚生労働省発人第81号。以下「倫理通知」という。)についても、本日付け厚生労働省発人第0401007号のとおり、一部改正することとしたので、併せて遺漏のないよう取り扱われたい。

厚生労働省においては、昨年来不祥事が相次ぐとともに、国庫補助金関連、大量購入関連等の出版物等についての監修料の受け取りをめぐる、国民の批判を招いており、厚生労働行政に対する信頼が著しく損なわれている。したがって、厚生労働省においては、職員一人一人が、改めて倫理規程を厳正に遵守するために、自覚を持って身を律していく必要がある。

貴職においては、倫理規程の改正及び倫理通知の改正について、十分に了知のうえ、引き続き職員の職務に係る倫理の徹底及び綱紀の厳正な保持について、所属職員に対し周知徹底を図られたい。

なお、施設等機関、地方支分部局及び所管公益法人その他の団体等についても、この趣旨の周知に格段のご配慮をお願いする。

4 贈与等報告書等の様式に関する規定の廃止関係
 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の様式に関する規定を廃止することとした。(改正前の第九条関係)

5 利害関係者をして第三者に利益を受けさせる行為の禁止関係
 利害関係者をして第三者に利益を受けさせる行為を禁止することとした。(第三条第一項関係)

6 この政令は、平成一十七年四月一日から施行することとした。

◇環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二條第四項の政令で定める法人は、自動車検査独立行政法人等とすることとした。
 2 この政令は、平成一十七年四月一日から施行することとした。

政令

国家公務員倫理規程の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成十七年三月十六日

内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第四十一号

国家公務員倫理規程の一部を改正する政令
 内閣は、国家公務員倫理法(平成十一年法律第百二十九号)第五條第一項、第六條第一項及び第四十五條の規定に基づき、この政令を制定する。国家公務員倫理規程(平成十二年政令第百一号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「をいう」の下に、「以下同じ」を加え、同項第七号中「日本郵政公社」の下に「以下「特定独立行政法人等」という。」を加え、同條第二項を削り、同條第三項中「本省幹部職員については、前項の規定により従事しているものとみなされた事務に係る利害関係者を除く。」を削り、同項を同條第二項とし、同條第四項を同條第三項とする。

第三條第一項中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同項に次の一号を加える。

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

第三條第二項第六号中「受け、又は利害関係者と共に飲食をする」を「受ける」に改め、同項第七号中「受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をする」を「受ける」に改め、同項第八号を削り、同條第三項中「職員」の下に「(同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。)」を加える。

第四條第一項中「同項各号」の下に「(第九号を除く。)」を加え、同條第二項中「倫理監督官」の下に「(法第三十九條第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。)」を加え、同條第三項中「職員が」を「第一項の職員としての身分については、職員が」に改め、「第一項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は」及び「国家公務員法第八十三條第二項に規定する特別職国家公務員等をいう。」を削り、「とする」を「を含むものとする」に改め、同條第四項を削る。

第五條第一項中「通常一般の社交の」を「社会通念上相当と認められる」に改める。

第十四條第四項中「第一項及び第二項」を「第一項、第二項及び前項」に改め、「補助金等をいう」の下に「以下同じ」を、若しくは「日本郵政公社」の下に「以下「特定独立行政法人等」という。」を加え、「第十二條第二号から第五号まで」を「第六條第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第二條第一項に規定する補助金をいう。以下同じ。又は」と「特定独立行政法人等」とあるのは「特定独立行政法人又は日本郵政公社」以下「特定独立行政法人等」に、「第十三條第一項第一号から第三号まで」を「前條第一項第一号から第三号まで」に改め、同項を同條第五項とし、同條第三項の次に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、地方警察官についての第六條第一項並びに第七條第一項及び第二項の規定の適用については、これを警察庁の職員とみなす。

第十四條を第十六條とする。

第十三條第一項第一号中「第七條」を「第十條」に改め、同條を第十五條とする。

第十二條第二号中「贈与等報告書」の下に「法第七條第一項に規定する」を加え、「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人等」に改め、同條第三号中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人等」に改め、「訓令及び規則を含む。以下同じ。」を削り、同條第四号及び第五号中「特定独立行政法人又は日本郵政公社」を「又は特定独立行政法人等」に改め、同條を第十四條とする。

第十一條第一項中「規定する贈与等報告書」の下に「法第六條第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。」を加え、同條を第十三條とする。

第十條を第十二條とし、第九條を削る。

第八條第一項第二号中「であつて職員が行つものであることを明らかにして行つもの」を削り、同條を第十一條とする。

第七條を第十條とし、第六條を第九條とし、第五條の次に次の三條を加える。
 (特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六條 職員は、次に掲げる書籍等(書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ)の監修又は編纂に對する報酬を受けず。

一 補助金等又は国が直接支出する費用(特定独立行政法人等の職員にあつては、その属する特定独立行政法人等が支出する給付金(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ)又は直接支出する費用)をもつて作成される書籍等(国の機関(内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次條第一項において同じ)の職員にあつてはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人等が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあつては当該特定独立行政法人等が所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独立行政法人等以外の特定独立行政法人等が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもつて作成される書籍等を含む)。

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人等において買入れられる書籍等(国の機関の職員にあつてはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人等において買入れられる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあつては当該特定独立行政法人等が所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人等において買入れられる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む)。

前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は防衛庁がそれぞれ所管するものとみなす。

2. 前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は防衛庁がそれぞれ所管するものとみなす。

(職員等の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七條 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人等の他の職員の第三條又は前二條の規定に違反する行為によつて当該他の職員(第三條第一項第九号の規定に違反する行為にあっては、同項の第三号)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等(法第三十九條第一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ)において職員の職務に係る倫理の保持に責務を有する者又は上司に於て、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ)に違反する行為を行つた疑いがあると思考するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠蔽してはならない。

3 法第二條第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律(その二)第二項の規定による俸給の特別調整額(その額が調整前における俸給月額に百分の十を乗じて得た額以上であるものに限り)を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行つた疑いがあると思考するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

(利害関係者と共に飲食をする場合の届出) 第八條 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないうで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかつたときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならない。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共に飲食をするとき、
二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき、
別記第一様式から別記第三様式までを削る。
附則 (施行期日) 第一條 この政令は、平成十七年四月一日から施行する。

(経過措置) 第二條 改正後の国家公務員倫理規程第十一條第一項の規定は、この政令の施行の日(以下「施行日」という)以後に支払を受けた報酬については、なお従前の例による。

2 前項に規定するもののほか、改正後の国家公務員倫理規程は、施行日以後にする行為について適用し、施行日前にした行為については、なお従前の例による。
内閣総理大臣 小泉純一郎
総務大臣 麻生 太郎

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二條第四項の法人を定める政令をここに公布する。
御 名 御 璽
平成十七年三月十六日
内閣総理大臣 小泉純一郎

政令第四十二号 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(平成十六年法律第七十七号)第二條第四項の規定に基づき、この政令を制定する。
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第二條第四項の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 自動車検査独立行政法人、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構、独立行政法人家畜改良センター、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構、独立行政法人国立環境研究所、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人産業技術総合研究所、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水産総合研究センター、独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農林水産消費技術センター、独立行政法人物質・材料研究機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人緑資源機構、独立行政法人理化学研究所及び独立行政法人労働者健康福祉機構
- 二 国立大学法人体知教育大学、国立大学法人秋田大学、国立大学法人旭川医科大学、国立大学法人茨城大学、国立大学法人岩手大学、国立大学法人法政大学、国立大学法人愛媛大学、国立大学法人宇都宮大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人大阪大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人大分大学、国立大学法人鹿児島大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人岐阜大学、国立大学法人九州工業大学、国立大学法人熊本大学、国立大学法人群馬大学、国立大学法人九州大学、国立大学法人京都大学、国立大学法人能本大学、国立大学法人群馬大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人滋賀医科大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人信州大学、国立大学法人山根大学、国立大学法人筑波大学、国立大学法人電気通信大学、国立大学法人東京医科歯科大学、国立大学法人東京海洋大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人東京工業大学、国立大学法人東京大学、国立大学法人東京農工大学、国立大学法人東北大学、国立大学法人徳島大学、国立大学法人鳥取大学、国立大学法人富山医科大学、国立大学法人富山大学、国立大学法人富山県立医科大学、国立大学法人長崎大学、国立大学法人名古屋工業大学、国立大学法人名古屋大学、国立大学法人新潟大学、国立大学法人浜松医科大学、国立大学法人弘前大学、国立大学法人法政大学、国立大学法人福井大学、国立大学法人福島大学、国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人北海道大学、国立大学法人三重大学、国立大学法人宮崎大学、国立大学法人山形大学、国立大学法人山口大学、国立大学法人山梨大学、国立大学法人山崎大学、国立大学法人山梨県立大学、国立大学法人和歌山大学
- 三 大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構
- 四 核燃料サイクル開発機構及び日本原子力研究所
- 五 日本環境安全事業株式会社

○総務省令第三十二号 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第十六條の規定に基づき、東日本電信電話株式会社(以下「東電」)の株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十六日
総務大臣 麻生 太郎
東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成十五年総務省令第九十九号)の一部を次のように改正する。
第一條中「平成十五年総務省令第八十号」を「平成十七年総務省令第十四号」に改める。
第二條中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。
第三條中「もの」を「接続料」に、「同表備考三のへの機能を除く」を「三の四の項」に改める。
第四條第一項中「接続料規則第四章及び第五章に規定する方法」を「各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法(改正接続料規則附則第十二項に規定する方法を除く。以下「接続料規則」に改め、同項ただし書中「同規則」を「接続料規則」に改め、同条第二項を削る。
第五條第一項第一号口中「第三條」を「同条」に、「第一項ただし書」を「ただし書」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に、「前項第二号」を「同項第二号」に改める。
第六條第一項第一号イ中「同表備考三のイから二までの機能に限る」を「同表備考二のイ及び口の機能に限る」及び「三の四の項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。
第七條中「第六條第一項」を「前条第一項」に改める。
附則 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

省 令

○総務省令第三十二号 日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和五十九年法律第八十五号)附則第十六條の規定に基づき、東日本電信電話株式会社(以下「東電」)の株式会社に対する金銭の交付に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年三月十六日
総務大臣 麻生 太郎
東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令(平成十五年総務省令第九十九号)の一部を次のように改正する。
第一條中「平成十五年総務省令第八十号」を「平成十七年総務省令第十四号」に改める。
第二條中「平成十七年三月三十一日」を「平成二十三年三月三十一日」に改める。
第三條中「もの」を「接続料」に、「同表備考三のへの機能を除く」を「三の四の項」に改める。
第四條第一項中「接続料規則第四章及び第五章に規定する方法」を「各事業年度において前条に規定する接続料を算定する際に用いた方法(改正接続料規則附則第十二項に規定する方法を除く。以下「接続料規則」に改め、同項ただし書中「同規則」を「接続料規則」に改め、同条第二項を削る。
第五條第一項第一号口中「第三條」を「同条」に、「第一項ただし書」を「ただし書」に改め、同条第二項中「前項第一号」を「同項第一号」に、「前項第二号」を「同項第二号」に改める。
第六條第一項第一号イ中「同表備考三のイから二までの機能に限る」を「同表備考二のイ及び口の機能に限る」及び「三の四の項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に、「第一項第一号」を「同項第一号」に、「第一項第二号」を「同項第二号」に改め、同項を同条第二項とする。
第七條中「第六條第一項」を「前条第一項」に改める。
附則 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
<p>（利害関係者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行つている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</p> <p>三五六（略）</p> <p>七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これら</p>	<p>（利害関係者）</p> <p>第二条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）を交付する事務 当該補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）の交付を受けて当該交付の対象となる事務又は事業を行つている事業者等又は特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等又は特定個人及び当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等又は特定個人</p> <p>三五六（略）</p> <p>七 国の支出の原因となる契約に関する事務若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社の業務に係る契約に関する事務 これらの契約を締結している事業者等、これらの契約の申込みをしている事業者等及びこ</p>

の契約の申込みをしている事業者等及びこれらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八〇十 (略)

(削る)

2| 職員に異動があつた場合において、当該異動前の官職に係る当該職員が、異動後引き続き当該官職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、

これらの契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等

八〇十 (略)

2 前項の規定の適用については、本省幹部職員（法第二条第四項に規定する本省審議官級以上の職員のうち、次に掲げる者以外の者をいう。次項において同じ。）は、その属する行政機関等（法第三十九條第一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）の他の職員が職務として携わる前項第一号から第三号まで及び第八号から第十号までに掲げる事務にも従事しているものとみなす。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十八條、第三十七條、第三十九條、第四十條、第四十三條及び第五十四條から第五十七條までに規定する機関（警察庁を除く。）に勤務する職員
二 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第八條から第九條までに規定する機関に勤務する職員

三 人事院事務総局並びに宮内庁及び警察庁に置かれる前号に規定する機関に類する機関に勤務する職員

四 特定独立行政法人に勤務する職員

五 日本郵政公社に勤務する職員

六 検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）別表検事の項二号から五号までの俸給月額を受けける検事

3| 職員に異動があつた場合において、当該異動前の官職に係る当該職員が、本省幹部職員については、前項の規定により従事しているものとみなされた事務に係る利害関係者を除く。）であ

当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該官職に係る他の職員の利害関係者でなくなつたときは、その日までの間）は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。

3| (略)

(禁止行為)

第三条 (略)

一、六 (略)

(削る)

七 (略)

八 (略)

九 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一、五 (略)

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

(削る)

つた者が、異動後引き続き当該官職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であつた者は、当該異動の日から起算して三年間（当該期間内に、当該利害関係者であつた者が当該官職に係る他の職員の利害関係者でなくなつたときは、その日までの間）は、当該異動があつた職員の利害関係者であるものとみなす。

4| (略)

(禁止行為)

第三条 (略)

一、六 (略)

七 利害関係者と共に飲食をすること。

八 (略)

九 (略)

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

一、五 (略)

六 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に飲食をすること。

七 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受け、又は利害関係者と共に簡素な飲食をすること。

八 利害関係者と共に自己の費用を負担して飲食をすること。ただ

3 第一項の規定の適用については、職員（同項第九号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第四条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号（第九号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては

し、職務として出席した会議その他打合せのための会合の際における簡素な飲食以外の飲食（夜間におけるものに限る。）にあつては、倫理監督官（法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）が、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認めて許可したものに限る。

3 第一項の規定の適用については、職員が、利害関係者から、物品若しくは不動産を購入した場合、物品若しくは不動産の貸付けを受けた場合又は役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

（禁止行為の例外）

第四条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対する国民の疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては

、倫理監督官（法第三十九条第一項の倫理監督官をいう。以下同じ。）に相談し、その指示に従うものとする。

3 第一項の「職員としての身分」には、職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における特別職国家公務員等としての身分を含むものとする。

（削る）

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

、倫理監督官に相談し、その指示に従うものとする。

3 職員が、任命権者の要請に応じ特別職国家公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等をいう。以下同じ。）となるため退職し、引き続き特別職国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合（一の特別職国家公務員等として在職した後、引き続き一以上の特別職国家公務員等として在職し、引き続き当該退職を前提として職員として採用された場合を含む。）における第一項の規定の適用については、同項中「職員としての身分」とあるのは、「職員又は特別職国家公務員等（国家公務員法第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等をいう。）としての身分」とする。

4 職員は、同じ部局、機関若しくは特定独立行政法人若しくは日本郵政公社で勤務した関係又は国の機関、特定独立行政法人若しくは日本郵政公社が行った研修若しくは国、特定独立行政法人若しくは日本郵政公社から派遣されて参加した研修を同時に受けた関係がある者であつて、利害関係者に該当するものと共にする飲食については、利害関係者以外の者を含む多数の者が出席する場合であつて自己の飲食に要する費用を負担するときに限り、前条第一項の規定にかかわらず、これを行うことができる。

（利害関係者以外の者等との間における禁止行為）

第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 (略)

(特定の書籍等の監修等に対する報酬の受領の禁止)

第六条 職員は、次に掲げる書籍等（書籍、雑誌等の印刷物又は電子的方式、磁气的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式により文字、図形、音、映像若しくは電子計算機に用いるプログラムを記録した物をいう。以下同じ。）の監修又は編さんに対する報酬を受けてはならない。

一 補助金等又は国が直接支出する費用（特定独立行政法人等の職員にあつては、その属する特定独立行政法人等が支出する給付金（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定が準用されるものに限る。以下同じ。）又は直接支出する費用）をもつて作成される書籍等（国の機関（内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、防衛庁、金融庁、各省及び会計検査院をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）の職員にあつてはその属する国の機関が所管する特定独立行政法人等が支出する給付金又は直接支出する費用をもつて作成される書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあつては当該特定独立行政法人等を所管する国の機関が支出する補助金等若しくは直接支出する費用又は当該国の機関が所管する当該特定独

第五条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて供応接待又は財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 (略)

立行政法人等以外の特定独立行政法人等が支出する給付金若しくは直接支出する費用をもって作成される書籍等を含む。)

二 作成数の過半数を当該職員の属する国の機関又は特定独立行政法人等において買入れる書籍等(国の機関の職員にあつてはその属する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人等において買入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を、特定独立行政法人等の職員にあつては当該特定独立行政法人等を所管する国の機関及び当該国の機関が所管する特定独立行政法人等において買入れる数の合計数が作成数の過半数になる書籍等を含む。)

2 前項の規定の適用については、独立行政法人国立公文書館は内閣府本府が、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構は防衛庁がそれぞれ所管するものとみなす。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第七条 職員は、その属する国の機関又は特定独立行政法人等の他の職員の第三条又は前二条の規定に違反する行為によつて当該他の職員(第三条第一項第九号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部若しくは一部を受け取り、又は享受してはならない。

2 職員は、国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官その他当該職員の属する行政機関等(法第三十九条第一項に規定する行政機関等をいう。以下同じ。)において職員の職務に係る倫理の保持に

責務を有する者又は上司に対して、自己若しくは自己の属する行政機関等の他の職員が法若しくは法に基づく命令（訓令及び規則を含む。以下同じ。）に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行い、又はこれを隠ぺいしてはならない。

3 法第二条第三項に規定する指定職以上の職員並びに一般職の職員の給与に関する法律第十条の二第一項の規定による俸給の特別調整額（その額が調整前における俸給月額に百分の十を乗じて得た額以上であるものに限る。）を支給される職員及びその職務と責任がこれに相当する職員として倫理監督官が定めるものは、その管理し、又は監督する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実があるときは、これを黙認してはならない。

（利害関係者と共に飲食をする場合の届出）

第八条 職員は、自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が一万円を超えるときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、倫理監督官が定める事項を倫理監督官に届け出なければならぬ。ただし、やむを得ない事情によりあらかじめ届け出ることができなかったときは、事後において速やかに当該事項を届け出なければならぬ。

一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者と共

に飲食をするとき。

二 私的な関係がある利害関係者と共に飲食をする場合であつて、自己の飲食に要する費用について自己又は自己と私的な関係がある者であつて利害関係者に該当しないものが負担するとき。

第九条・第十条 (略)

(贈与等の報告)

第十一条 (略)

一 (略)

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

2 (略)

(削る)

第六条・第七条 (略)

(贈与等の報告)

第八条 (略)

一 (略)

二 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在又は過去の職務に係る事項に関する講演等であつて職員が行うものであることを明らかにして行うものの報酬

2 (略)

(報告書の様式)

第九条 法第六条第一項の贈与等報告書(以下「贈与等報告書」という。)は、別記第一様式によるものとする。

2 法第七条第一項の株取引等報告書(以下「株取引等報告書」という。)は、別記第二様式によるものとする。

3 法第八条第一項の所得等報告書は、別記第三様式によるものとする。

第十二条 (略)

(贈与等報告書の閲覧)

第十三条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書(法第六条第一項に規定する贈与等報告書をいう。以下同じ。)の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをすることができ、

254 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十四条 (略)

一 (略)

二 贈与等報告書、法第七条第一項に規定する株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

第十条 (略)

(贈与等報告書の閲覧)

第十一条 法第九条第二項に規定する贈与等報告書の閲覧(以下「贈与等報告書の閲覧」という。)は、当該贈与等報告書の提出期限の翌日から起算して六十日を経過した日の翌日以後これをすることができる。

254 (略)

(各省各庁の長等の責務)

第十二条 (略)

一 (略)

二 贈与等報告書、株取引等報告書及び法第八条第三項に規定する所得等報告書等(以下「報告書等」という。)の受理、審査及び保存、報告書等の写しの国家公務員倫理審査会への送付並びに贈与等報告書の閲覧のための体制の整備その他の当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

三 当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職員が法又は法に基づく命令(訓令及び規則を含む。以下同じ。)に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

四 当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十五条 (略)

一 その属する行政機関等の職員からの第四条第三項又は第十条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 四 (略)

2 (略)

(地方警務官に関する特例)

第十六条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、地方警務官についての第六条第一項並びに第七条第一項及び第二項の規定の適用については、これを警察庁の職員とみなす。

5 第一項、第二項及び前項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補

四 当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職員が法又は法に基づく命令に違反する行為について倫理監督官その他の適切な機関に通知をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

五 研修その他の施策により、当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職員の倫理感のかん養及び保持に努めること。

(倫理監督官の責務等)

第十三条 (略)

一 その属する行政機関等の職員からの第四条第二項又は第七条の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

二 四 (略)

2 (略)

(地方警務官に関する特例)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 第一項及び第二項に定めるもののほか、地方警務官についてのこの政令の規定の適用については、第二条第一項第二号中「補助金等

助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）」と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）」の「とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）の業務に係る契約に関する事務」とあるのは、「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第六条第一項第一号中「補助金等又は」とあるのは「補助金等（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。以下同じ。）又は」と、「（特定独立行政法人等）」とあるのは「（特定独立行政法人又は日本郵政公社（以下「特定独立行政法人等」という。）」と、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」とあるのは「同法」と、第十四条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁又は特定独立行政法人等に属する職員」とあり、並びに前条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官

（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第二条第一項に規定する補助金等をいう。）」とあるのは「補助金（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十二条の二の規定により普通地方公共団体が支出する補助金をいう。）」と、「補助金等（当該補助金等を直接にその財源の全部又は一部とする同条第四項第一号に掲げる間接補助金等を含む。）」の「とあり、及び「補助金等の」とあるのは「補助金の」と、同項第七号中「若しくは会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又はこれらの契約に相当する特定独立行政法人若しくは日本郵政公社の業務に係る契約に関する事務」とあるのは、「会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十九条に規定する契約に関する事務又は地方自治法第二百三十四条第一項に規定する契約に関する事務」と、第十二条第二号から第五号までの規定中「当該各省各庁、特定独立行政法人又は日本郵政公社に属する職員」とあり、並びに第十三条第一項第一号から第三号まで及び第二項中「その属する行政機関等の職員」とあるのは「地方警務官」と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

「と、同条第一項第三号中「その属する各省各庁の長等を助け」とあるのは「国家公安委員会を補佐し」とする。

(別紙)

別記第一様式 (第九条関係)

年 月 日提出

贈 与 等 報 告 書

(各省各庁の長等) 殿

(所 属 部 局)
(官 職)
(氏 名)

印

贈与等により利益を受け又は報酬の支払を受けた年月日	
贈与等又は報酬の支払の基因となった事実	
贈与等の内容又は報酬の内容	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額	
贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠	
供応接待を受けた場合にあっては、当該供応接待を受けた場所の名称及び住所並びに当該供応接待の場に居合わせた者の人数及び職業(多数の者が居合わせた立食パーティ等の場において受けた供応接待にあっては、当該供応接待の場に居合わせた者の概数)	
贈与等をした事業者等又は報酬を支払った事業者等の名称及び住所	
法第二条第六項の規定の適用を受ける役員等が贈与等を行った場合にあっては、当該役員等の役職又は地位及び氏名(当該役員等が複数であるときは、当該役員等を代表する者の役職又は地位及び氏名)	
贈与等をし、又は報酬の支払をした事業者等と職員の職務との関係及び当該職員が属する行政機関との関係	

(注)

- (一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (二) 「贈与等又は報酬の支払の基因となった事実」欄には、職員が贈与等により利益の供与を受けた場合にあっては、贈与、供応接待等の事実を、職員が報酬の支払を受けた場合にあっては、職員が提供した人的勤務の内容並びに職員が当該人的勤務を提供した年月日及び場所その他の当該報酬の支払を受ける基因となった事実に関する事項を記載する。
- (三) 「贈与等の内容又は報酬の内容」欄には、金銭、有価証券、有価証券以外の物品、不動産、役務の提供又は供応接待の区分及びそれぞれの種類を記載する。
- (四) 「贈与等により受けた利益又は支払を受けた報酬の価額として推計した額を記載している場合にあっては、その推計の根拠」欄には、販売業者への販売価格の照会に対する回答に基づく推計、カタログに記載された価格に基づく推計等職員が価額を推計をした根拠を記載する。
- (五) 贈与等又は報酬の支払1件につき1枚に記入する。

改 正 後

取 引

(副 記)

別記第二様式 (第九条関係)

年 月 日提出

株 取 引 等 報 告 書

(各省各庁の長等) 殿

(所 属 部 局)
(官 職)
(氏 名)

印

	年月日	株券等の種類	銘柄	数	対価の額
取					
得					
譲					
渡					

(注)

- (一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- (二) 「株券等の種類」欄には、株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券(株券、新株引受権証券、新株予約権証券又は新株予約権付社債券が発行されていない場合にあつては、これらが発行されていたとすればこれらに表示されるべき権利)の別を記載する。

改 正 後

課 税 行

(別紙)

別記第三様式 (第九条関係)

年 月 日提出

所得等報告書

(各省各庁の長等) 殿

(所 属 部 局)
(官 職)
(氏 名)

印

		所得金額	基因となった事実
総 合 課 税	事業所得		
	不動産所得		
	利子所得		
	配当所得		
	給与所得		
	雑所得		
	譲渡所得		
分 離 課 税	土地等の ^{事業} 雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の ^{事業・譲渡} 雑所得		
山林所得			

贈与税の課税価額	
----------	--

(注)

(一) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

(二) 「基因となった事実」欄には、「所得金額」欄に100万円を超える金額が記載された項に係る「基因となった事実」欄に限り所得の基因となった事実を記載する。

国家公務員倫理規程の一部改正(平成17年4月1日施行)のポイント

1 監修料の適正化を図る

- 補助金等又は国が直接支出する費用等をもって作成される書籍等及び作成数の過半数を当該職員の属する国の機関等において買い入れる書籍等の監修料及び編さん料の受領を禁止する。
- 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた監修料等については、職員が行うものであることを明らかにしない場合であっても、贈与等報告の対象とする。(利害関係者から支払を受けた監修料等については、従来どおりすべて報告の対象。)

2 職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等を禁止する

- 他の職員が倫理規程違反の行為によって得た財産上の利益であることを知りながら、これを受け取り、又は享受することを禁止する。
- 国家公務員倫理審査会、任命権者、倫理監督官、上司等に対して、倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実について、虚偽の申述を行うこと、又は隠ぺいすることを禁止する。
- 管理者については、部下職員が倫理法令違反行為を行った疑いがあると思料するに足りる事実を黙認することを禁止する。

3 規制基準を分かりやすくする

- 本省幹部職員に係る利害関係者のみなし規定を廃止する。
- 自己の飲食に要する費用について利害関係者の負担によらないで利害関係者と共に飲食をする場合において、自己の飲食に要する費用が1万円を超えるときは、倫理監督官へ届け出なければならないこととする。(利害関係者による供応接待は、従来どおり金額にかかわらず禁止。)

4 その他

- 贈与等報告書、株取引等報告書及び所得等報告書の様式に関する規定を廃止する。(様式は倫理審査会が定める。)
- 利害関係者に要求して第三者に利益を受けさせる行為を禁止する。
- 第5条第1項中「通常一般の社交の程度」を「社会通念上相当と認められる程度」に改める。